

多重債務問題に対する消費者庁の取組み

平成 24 年 9 月
消 費 者 庁

《平成 21 年度》

- (1) 全国の消費生活センターにおける多重債務相談対応 (77,951 件)
- (2) 国民生活センターにおける消費生活相談員等を対象とした研修
- (3) 消費者教育用教材に関する情報を集約した「消費者教育ポータルサイト」を本格運用

《平成 22 年度》

- (1) 全国の消費生活センターにおける多重債務相談対応 (72,390 件)
- (2) 国民生活センターにおける消費生活相談員等を対象とした研修
- (3) 金融庁作成の「カシキンQ&A」を全国の消費生活センターに送付
- (4) 「あなたは大丈夫? キャンペーン」(街頭での啓発活動を含む)
- (5) 「クレジットカード現金化防止キャンペーン」(街頭での啓発活動を含む)

《平成 23 年度》

- (1) 全国の消費生活センターにおける多重債務相談対応 (45,390 件)
- (2) 国民生活センターにおける消費生活相談員等を対象とした研修
- (3) 相談員向けの「多重債務者相談の手引き」の作成、配布

※この他、「地方消費者行政活性化基金」を通じて、自治体の多重債務対策の充実・強化を支援

- (例) • 無料相談会等の実施
- 相談窓口の高度化 (弁護士や司法書士を消費生活センターに配置等)
 - 相談員等の研修 (研修内容に多重債務問題を取り入れる等)
 - 消費者向け広報・啓発 (チラシ、リーフレット、ポスターの作成、配布等)

以上